

業務拡大

(社) 埼玉県放射線技師会

副会長 橋本里見



少し古い話だが、平成22年4月30日付けで厚生労働省医政局から、現行制度においての診療放射線技師が実施することのできる業務が2項目追加された。そして、他の医療職種にも同様に業務追加の通達が出た。2年近く経ったが医療現場で変化はあっただろうか。

この通達は、基本的な考え方として、各医療スタッフの専門性を十分に活用することにより、患者に質の高い医療を実現するため、各医療スタッフがチームとして目的と情報を共有した上で、医師等による包括的指示を活用し、各医療スタッフの専門性を委ね、医療スタッフ間の連携を一層進めることが重要としている。実際に各医療機関においてチーム医療の検討を進めるに当たっては、局長通知において示したとおり、まずは当該医療機関における実情（医療スタッフの役割分担の現状や業務量、知識・技能等）を十分に把握し、各業務における管理者及び、担当者間における責任の所在を明確化した上で、安心・安全な医療を提供するために必要な具体的な連携・協力方法を決定し、医療スタッフの協働・連携によるチーム医療を進めることとし、質の高い医療の実現はもとより、快適な職場環境の形成や効率的な業務運営の実施に努めること。そして、医療機関のみならず、各医療スタッフの養成機関、職能団体、各種学会等においても、チーム医療の実現の前提となる各医療スタッフの知識・技術の向上、複数の職種の連携に関する教育・啓発の推進等の取り組みが積極的に進められることが望まれる。と職能団体等にも教育、研修を行うべきとしている。項目別では、診療放射線技師が実施することができる業務の具体例として、①画像診断における読影の補助を行うこと。②放射線検査等に関する説

明・相談を行うこと。の2点を明記している。これらは各医療機関への要望で、行う、行わないは医療機関の実情に合わせるとなっており、すべての医療機関で診療放射線技師が行えるものではない。やはり我々診療放射線技師が施設管理者へのアピールをしていかない場合の業務拡大はないのである。

我々の診療放射線技師法は「診療放射線技師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者をいう。」という、具体的な許可業務が明記され業務拡大は困難と思っていた。しかし、時代とともに変わっていく医療現場においては超音波検査、眼底検査等そして読影の補助、放射線検査の説明・相談が認められ、業務は徐々に増えていく。そして最近、昨年発行の会誌6号巻頭言で小川会長が少し触れているが、CT検査の造影剤注入、注腸検査のバルーンカテ挿入、核医学検査のミルクング等、様々な放射線検査における医療行為を診療放射線技師に認めるかをチーム医療推進協議会が検討していると言う。

業務拡大は、仕事が増えるという側面と多職種との重複業務があり簡単なことではないと承知しているが、診療放射線技師が社会的そして医療現場で重要な立場になることと期待している。当然反論があることも踏まえて、忙しいことは充実していることであり、積極的に取り組んでいただきたい。

(社) 埼玉県放射線技師会では、学術大会の講演、座長依頼状や実行委員等の委嘱状等を、希望により施設長宛に郵送するなど、医療現場での診療放射線技師の立場向上に役立つと思われることは、可能な限り協力したいと考えている。理事20名の意見、提案だけで事業計画を決定していくのではなく、会員1200余名の意見を取り入れ、技師会の事業、活動を検討していきたい。